

担当課名	クリーンセンター
案件名	1,2号油圧シリンダー、ソレノイド交換
案件の概要	1,2号油圧シリンダー、ソレノイド交換を実施する。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 2年 9月 7日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	12,650,000円（うち消費税1,150,000円）
契約期間	令和 2年 9月 7日～令和 3年 3月26日
随意契約とした理由	<p>本業務は、1,2号焼却炉の油圧シリンダー及びソレノイドの交換を実施するものである。</p> <p>各油圧シリンダー及びソレノイドは、ごみの投入口の開閉操作等に必要な装置である。</p> <p>現在、1,2号焼却炉の油圧シリンダー及びソレノイドは経年劣化により操作に支障を来たしており、このまま劣化が進行すると、焼却運転の緊急停止が予想されるため交換を要する。</p> <p>ごみ処理施設は特殊な設備により構成されており、その交換には施設に精通した者による実施でなければならない。また、焼却炉の稼働を行いながら更新を進めていく必要があり、安全性を確保しながら交換を進めていかなければならないことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており修繕実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当）</p>